森林経理学の基本原理と課題

山 科 健 二%

Kenji YAMASHINA

Grundbegriffe und Aufgabe der Forsteinrichtungslehre

I 緒 言

地球上で人類が生きてゆくために、森林の存在がいか に重要な役割を果しているかは周知の事実である。 森林 は林産物の供給のみならず、他方面にわたる効用をもっ ている. 森林の公益性と経済性の調和を実現すること が、林業林学にとってその核心的な課題となっている. 言いかえれば,森林の保続は,かけがえのない地球の生 命をあずかっているものであり、この意味においても、 森林経理学分野の研究は重大な使命をもっているのであ る. 吉田は「学問を形成する場合、結局何らかの方法に よっているのであって、この方法について意識的態度を 持することは学問の内容に明確な方向性格を与え、その 研究に合理性を賦与するものであり、実践の要請によっ て生れた学問の実践的効果もこれによって一層に発揮出 来るものである」と言い、また野村は「方法論といった ような本質的問題については経済学においてすら今尚解 決されていない。ましてドイツから輸入されて以来いま だ本格的な方法論についての論争の洗礼をうけていない 森林経理学,より広くいえば林学においては,より深刻 な本質論についての苦悩をあじあわなくてはならない」 と本質論の重要性を述べている. また生物学者である, S.オオブは「基礎科学に携わる研究者で 自尊心 のある 人ならば誰でもが望むように,次世代の生物学者の考え 方に影響を与えたいと思うならば, 実験データの単なる 生産者であるという水準から抜きんでて, 新しい概念を 明確に提示する者とならねばならないということを実感 したのであります」と科学者として学問における概念提 示の重要性を強調している。また湯川は「理論物理学の 最近の傾向は、一面では進化の必然的な方向であるよう に見えますが、その反面において老化の危険性を持って

いることを無視できないように思われます。と申します のは、問題が非常にテクニカルな色彩を帯び、専門家の 立場だけからしか議論ができなくなる恐れがあるからで す、これはある学問が非常に進んだ結果として行きつく 状態で、しかたがないことかも知れませんが、そうなる と大多数の研究者が一種のフラストレーションの状態に なる危険性が大きくなります. 一体自分たちは何をやっ ているのか、何を問題にしているのか、問題がだんだん 煎じ詰められていって、結局非常に抽象化された数学的 な関係を見つけ出すことだけに話が落ちつく。物理学者 の出発点であった自然界――それに対し最初持っていた 具体的イメージから, あまりにもかけはなれてしまって いる. 行きつく先は何かを考えると, 空虚である. 壮大 なビジョンはない.そう感じるようになれば,それは明 らかに老化の一つの徴候であります」と科学研究に対す る根本的な問題提起を行なっている. 最近の林学関係の 論文の中にも,抽象化された数式のみにとらわれたもの が見られる。井上は「森林のもつ諸機能を利用する人類 の活動によって生まれた林業は、人類社会と森林社会が 共存しうる調和的接点を追求し続けてきました。 先人達 が、その長い歴史的体験の積み重ねによって、18世紀に 森林経理学が形成され、保続を中心原理とする科学的体 系づけへと発展したのであります。森林経理学は, この ような根源的理念に根ざした、林学特有の学 問であっ て,森林施業計画の研究を実践的任務とするものであり ます。すなわち、持続的な森林の経営目的を達するため に, 有機的な森林施業の計画を樹てる理論と方法を研究 対象とする技術学であるということができます」と森林 経理学における生産技術的側面の重要性について力説し ている. 以上諸学者の森林経理学または学問の本質的見 解については、それぞれ一理があると思われる。研究の 内容的成果は進歩してきたが、一方これを支える科学理 論的研究が不充分であるように思われる.

本論文では具体的に、森林と林業の概念、森林経理学の本質、森林経理の課題の3項目について焦点をしぼり 論究したいと思う。

Ⅱ 森林と林業の概念

林業の概念を明らかにするには、まず林業の対象となる森林の概念を明確にしておく必要がある。それは従来 森林あるいは林業という用語を無造作につかっている場合が多いからである。

古事類苑によれば「森ハ、モリト云フ、盛ノ義ニテ林 叢ヲ謂フナリ舊ク神社若シクハ社ノ字ヲモリト 読メルハ、蓋シ神社ハ林叢中ニアリテ社地即チ森ナレバナルベシ」とあり、和漢三才圖會には「衆木貌也、按森林二少異一、野外有ニ草木一、平平者林也、一處在ニ衆木一叢叢 者森也、森林宇形能合レ訓、今稱レ森者、多是神處也、如二私森生田森之類一、而社続日本紀社女爲二毛理賣一是也」と記している。また大言海によれば「木叢ノ略轉トアリ、杜ハ社木ノ合字」(一神ノ鎭マリマス地ニ、神籬、戸り、杜ハ社木ノ合字」(一神ノ鎭マリマス地ニ、神籬、神樹ナド、木立アルヲ云フ語、神社ノ周ニアル繁キ木立、(一轉ジテ泛ク木立ノ繁リタル所、常ニ森ノ字ヲ書 り」これらの諸説から考察すると、「森」は神社との関係が深く、こんもりと木が繁り、人手があまり入っていないところを指している。

次に「林」であるが、古事類苑によれば「林ハ、生シ ノ義、即チ樹木ヲシテ蕃殖セシムル地ヲ謂ヒテ、主トシ テ平坦ノ處ヲ指セルモノノ如シ,太古素盞鳴尊父子ノ, 意ヲ殖林ニ用ヰ給ヒシハ, 蓋シ我國ニ於ケル林政ノ初見 ナルベシ,徳川幕府ニ至リテハ,此事漸ク盛ニシテ,学 者ノ之ヲ論ズルモノモ亦多ク輩出セリ」とあり,その中 で「東雅」は「林ハヤシ、義詳ならず、出雲風土記に意 字郡拜志郷の事を記して, 昔國造られし大神大穴持命, 越の八口を平げむがために、此樹林茂盛の所に至りまし て, 吾御心之波夜志との給ひし故に林といふ, 神亀三年 の事をしるせしには、ハヤシと云ひし語の聞えし始也」 と, また出雲風土記は「拜志郷, 郡家正廿一里二百一十 歩,所,造=天下-大神命,將,平=越八口-爲而幸時,此 處樹林茂盛,爾時韶,吾御心之波夜志韶, 故云林郎有二 正倉-」と記していると引用している。 大言海によると 「生ノ義,樹木ヲ蕃殖セシムル意. 説文『平地有ニ叢木 -日レ林』樹木ヲ多ク植付ケテ, 叢立チタル處。木立。 ハエ.」と記している.「林」の意味には,人間が樹木を 植林したものの意が含まれているようである.

古事類苑には「森林之事」として「森と云は、寺社境

内,又は居屋敷にも木を植立,繁茂いたすを森と云,林 と云は、山河原野方平地等に木を植立茂りたるを林と唱 へ,森は多分寺社免地か屋敷別之内に籠り有レ之故, 別 段年貢等不レ出」とある。 小塩は 「森はドイツ語でいう とヴァルト Wald で、おそらく日本語に訳する「やま 」というところではあるまいか、地勢のなだらかなドイ ツでは「山岳」ではなく「山森」なのだ。けわしい山で はない。日本語でも実は似たような事がらがあった。森 というのは、もともとやまと言葉ではなく朝鮮語のモリ から来ている. 朝鮮語のモリは「山」という 意味であ る. ところで、森と林とはどう違うのだろうか。林は木 が二本で森は木が三本だから木の多いのが森だろうと考 えられるが、それは語源的には違うという。林は人が木 を生やしたところ、森はもっと神聖なところで、鎮守の 森というぐあいに神々しいものである。ドイツ語でもヴ ァルト=「森」とは、ドイツ語の古い 源流の ゲルマン語 のごく初期からあった古い語で『人手の及ば ない とこ ろ』という意味だった」と森と林について述べている.

DIETERICHによれば、「Wald の方は樹木が繁っている自然植物社会的なところを意味し、Forst の方は人間や国家の所有権が認められた財産的なものを意味している」と述べている。また BROCKHAUS ENZYKLOP-ÄDIE によれば、「Wald は動植物等の自然生命共同体的な場所とし、Forst は経営的に規制された境界のある場所」と記している。したがって Wald は日本語の森、Forst は林と対応しているとみてさしつかえないと思う。また Wald の方は Schwarz-wald の例のように特定の固有名詞につけてつかわれている。これはわが国で明治神宮の森と固有名詞につけてつかっているのと同様である。森・林に関して、東西同じような発想や用語がみられることは、人間の知能と言語の進化過程からみても興味ある事実である。これらの諸説を念頭において現在つかわれている森林の概念について考察してみたいと思う

野村は「従来森林の概念として考えられてきた諸説を 大別すれば大体次の三つとなる。 ①現状説(林叢説), ②目的説,③地目説(地籍説)がこれである。現状説と は,土地の現状が林叢をもって被われている場合を指し て森林となさんとするものであり,目的説とは,土地が 林木その他林産物の育成・利用を目的とせる場合を指し ていい,地目説とは,林叢の有無に関係なく,土地が土 地台帳において『山林』なる地目をもつ場合はすべてこれを森林とみなさんとするものである」と 説明 してい る。次にこれらの各説について考察してみたい。

まず現状説についてであるが、伐採跡地、火災跡地、

風水雪害跡地等,現にその土地に林叢の成立をみない, 裸地同然であっても再び林の成立を期待するときは,林 政上よりはこれを森林とみることは不都合ではないと思 われる.目的説は経済的見地からみた時,裸地状態のも のでも,将来にわたって,林木および他の林産物の育成 採取を目的とする土地であれば森林と称してもさしつか えはないが,しかしこのような裸地では森林の機能をも っているものと言うことはできないであろう. 地籍説 は,土地台帳に地目が山林となっているものであるが, 場合によっては現実に農地等になっているものもある. このような場合には法律的な形式上の呼称と言わざるを 得ない.

一方「森林法」では次のように規定している。この法律において「森林」とは左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木地を除く。

- (4) 木竹が集団して生育している土地及びその土地の 上にある立木竹
- (ロ) 前号の土地の外,木竹の集団的な生育に供される 土地

この法律において,「森林所有者」とは,権限に基づき森林の土地の上に木竹を所有し,及び育成することができるものをいう.

これは現状説と目的説とを調整して表現したものである。しかし林叢地といっても都市公園や社寺境内等特別のものは、森林法の森林ではないとしている(第7条)。 塩谷は林政学的見地から森林とは「樹木が集団的に生えている土地および林業の用に供される土地」と言っているのは妥当なものと思われる。森林に関して以上の諸説がみられるが、「森林」の本質は林叢地そのものであり、現実には各種の林叢地および林叢地予定のものを総括した概念として通用している。

次に林業の概念について考察してみたい。野村は林業に関する諸学者の見解を要約して,薗部は「林業とは森林を種植し,これを保護・撫育し,もって林産物を生産するところの土地生産業である」とし,SCHWAPPACHは「林業とは,林産物の育成および収穫のための人類の活動である」とし,ENDRES は「林業とは,森林を種植し,これを保護・撫育せんがための計画的活動である」とし,また WAPPES は「林業とは,森林に内在する自然力および自然物が経済活動の対象となるときに成立する」と引用している。そして,これらの諸説から野村は「林業とは,森林を対象とする林産物の生産に関する社会的組織(体系)であり,それは,経済原則によって支持され秩序づけられているものである」と定義し

ている。これ等の諸説は狭義の林業の概念としては妥当なものと思われる。しかしことで見落してはならないのは、森林がわれわれ人類に与えてくれる公益的効用の面である。目先の経済だけでは計算出来ない多大な効用がある。ただ経済的利益を収得するのみが林業であると限定することは森林の本質からみても妥当ではない。森林に対して人類が計画的活動をなして公益的効用を得ることを林業の範ちゅうに入れることは不当であるとは思われない。これは森林を対象とする林業が他産業から区別されるべき特質でもあるのである。したがって広義の林業として、経済的利益の他に公益的効用をも含ませることが肝要であると考える。森林の公益的効用の計量的な研究の進展を期待したい。

Ⅲ 森林経理学の本質

森林経理学がドイツおよびオーストリアに発生し、その名称に関してはかなり変化してきたのであるが、吉 14) 15) 田、片山の意見を参考にしてとりまとめると次の様な種々のものがある。

- 1) Forsttaxation (DAZEL, HENNERT, G. HARTI-G, H. COTTA, KONIG, HOSSFELD, PFEIL)
- 2) Forstabschätzung (HUNDESHAGEN, BORGG-REVE)
- Waldertragsregulierung, Waldertragsregelung
 (C. HEYER, E. HEYER)
- 4) Forstbetriebsregulierung (KLIPSTEIN, LIEBI-CH, KARL, WEDEKIND, ALBERT)
- 5) Forstbetriebsregelung (GREBE)
- 6) Forstbetriebseinrichtung(F. HARTIG, FUNKE, GUTTENBERG, GRANER)
- 7) Forsteinrichtung (H. COTTA, SMALIAN, GLA-UER, JUDEICH, STOETZEN, WEBER)

これらの名称をみると、時代の変遷と名学者の見解の相違もみることができ、この名称の変化をとりあげるだけで、森林経理の発達過程がうかがわれて興味深いものがある。 英米 ではかって 一部に forest regulation, forest organization 等の名称もみられたが、 現在ではforest management に統一されているようである。 フランスでは古くから aménagement des forets 一本である。

わが国で主としてつかわれてきた森林経理は Forsteinrichtung の訳語であるが、その用語には異論のたえ 16),17) 18) まがない。岡崎は「残念ながら森林経理という名は今日 林学を修めた人以外山持ちだって何のことかわかるま

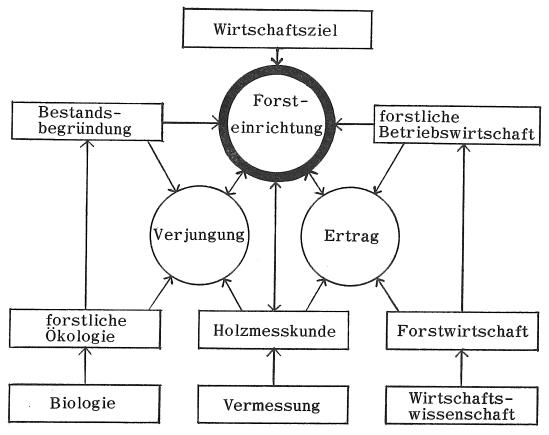


Abb. 1. Schematische Darstellung der verbindenden und ausrichtenden Tatigkeiten der Forsteinrichtung.

い」と言っている。大学で初めて森林経理学の講義を聞いた時に、その名称と内容の発散する中世紀的な香りと 共に、森林経理学の名称そのものに疑問をもったものである。しかしかかる外見にまどわされてその本質まで見失ってはならないと思う。

現在ドイツでは Forsteinrichtung がもっぱら用いられているが、これを森林経理と訳したところにそもそも問題があったと思われる.

諸橋によると,経理は①常の法によっておさめる.治理.〔史記,秦始皇紀〕皇帝明徳,経=理字内--.

②常のすぢみち常理.〔荀子,正名〕心也者,道之工宰也,道也者,治之経理也. 経,常也,理,條貫也,言三道爲ニ理レ国之常法條貫.也.

③経書の義理.経義.〔後漢書,光武紀〕講ニ論理一,夜 分乃寐.④取扱ふ.處理する.〔清會事例,戸部,鹽法〕 由ニ地方官-経理.⑤支配人.⑥會計事務を執ること. 経理局一陸海軍の一局.行政上の會計及び給與の事務を 取扱ふ所.経理人一支配人.等の意味があることを記し ている。Einrichtung の意味からすると、①、④の意味に近いものであり、明治時代の学者には漢学の素養があり、これを「経理」と訳したのは、あながち誤訳ときめつけるわけにもゆかない。しかし現実には問題がある。わが国では陸海軍経理学校、大蔵省の経理局、会社の経理課等という使い方が世間一般に通用してきており、「経理」というのは岩波国語辞典によると「金銭・財産の事務処理や管理」の意味とあり、現代の一般常識としてもそのようなものと考えられ用いられている。

このような観点からすると、森林経理学=森林会計学=Forstrechnungswesen の概念を一般の人に与え、Forsteinrichtung の内容とは異なった意味として、とられ易いのである。「名は体をあらわす」という言葉があるが、その意味においても「森林経理」という用語は適切なものであるとは言えないのである。その学問の内容に近い言葉として邦訳すれば、森林生産組織、森林収穫調整、森林生産計画、森林施業計画、森林調整計画等とした方が実際の内容にそくしたものと思われる。

これにも関連することであるが、島根大学ではこの見地にたって「森林経理学講座」の名称をやめて、「森林計画学講座」を用いている。この方が一般の人にも理解し易いと思われる。その後、愛媛大学、鳥取大学でも「森林計画学講座」の名称を用いている。

佐藤は「森林経理学は森林経理を研究対象とする学である. しからば森林経理とは、与えられたる森林経営において、その森林の技術的取扱を合目的たらしめるにようする、基礎的および計画的業務を言う」としている.

また、松下が「簡単には森林経理とは、森林伐採(収穫)規制(統制)"のことであるとすることもできると考える」と述べているのは森林経理の本質に照らして一応は理解できることである。甲斐原は「経営論体系から言えば、従来の森林経理学と林業較利学との位置が逆転することとなる。従って新経営論は拡大された新較利学ともいえるのであって……」と森林経理における経済的条件の重要性を強調している。しかしこの考え方は森林経理の本質からして容認し難いものである。

林業のように、自然環境に強く支配され、林木自体が生命体であり、長期生産という特質をもっているものでは、長期的に技術合理性を追究する場の理論が重要である。変動し易く、予測困難な経済的諸条件よりは、林木蓄積そのものの生産計画が重視されなければならない。この意味においても、森林経理の本質が、生産技術的側面に重点をおいた「森林収穫調整」にあることを見逃してはならない。林業は所謂工業生産とは体質を異にしているものであり、資金で右をたたけば左から製品がでてくるような短期的生産機構ではない。林業では林木蓄積=資本財であり、森林生産における長期林木配置計画こそ肝要である。この場合目先だけの経済的条件よりは自然生物学的観点からする配慮が重要である。

なおここでふれておきたいのは、JUDEICH、C. 23) 24) 24) 24) WAGNER、BAADER、MANTEL 等の主流派的森林経理学では、その内容を raiimliche Ordnung と zeitliche Ordnung の二本柱として述べている。この考え方には賛成であるが、ortliche をつかわずに raiimliche をつかっている。これを邦訳する時に場所的秩序と訳している人が多いが、場所的秩序と訳すよりは空間的秩序と訳した方がより適切であると思われる。これは森林が林地と林木の総合的有機体であって、林地という平面的なひろがりだけでなく、林木の高さをも考慮に入れて、立体的、空間的に規制すると考えているためであろう。

以上森林経理に関する諸説を述べてきたが、森林経理 学の本質は「森林の経営目的に応じて、森林における林 木の空間と時間との相互作用を調整することである」と 簡潔に表現しておきたい. なお森林経理に関連する諸学科との関係を図示すれば第1図の通りである.

IV 森林経理の課題

所与の森林経営目的をより良く達成するために森林経理が重要な任務をもっていることは前にも述べた通りであるが、現在から将来にわたって森林経理の重要課題である2、3の問題にふれておきたいと思う。

井上、西沢は「第2次世界大戦後、近代統計学および空中写真の発達にともなって測樹学はその姿を一新した。また、コンピューターの開発や Operations Research(OR) のような経営科学の発達にともなって、経営目的を達するためのいろいろな制約条件を考慮にいれ、多くの行動のコースを明らかにして意志決定ができる方法が多くの産業で使用されるようになってきた。

林業経営計画の分野でも、このような 研 究 が 行なわれ、経営管理の中の資源計画における収穫規制に線形計画法 (LP)を使う試みや、施業管理の中では造林技術の選択と投資配分・伐採計画・間伐計画・伐出計画・林道計画などにもORを用いる研究が進められている。しかし、現在林業経営計画のシステム化は、未完成の状態にあるといってもよいであろう」と述べている。

森林経理の本質が林木の空間的、時間的調整の統一に あることは前にも述べたが, これを具体的に実践するに は「森林施業計画」が絶対不可欠の問題となる. 目先の 経済性にのみ目をうばわれて、生物学的自然条件を軽視 した計画をたてれば、長期間にわたりその実害は大きな ものとなる. しかしてこで見逃してはならない重要な問 題がある. 林業が現実の森林生態系のみにとらわれて, いわゆる自然放置に近い状態にしたならば、森林はけっ して良くはならないのである. 人間の科学的判断による 森林に対する計画的干渉が肝要である。 例えば先頃、大 面積皆伐への反動として, 林業試験場等で皆伐をやめて 非皆伐施業をおし進める動きがあるが、皆伐作業を許さ ないとしたならばわが国の林業が行きづまるのは目に見 えている.わが国で択伐作業ができるのは,陰樹で,し かも天然更新が可能な場合である。アカマツ, クロマツ 等の陽樹では小面積皆伐の分散配置による施業が最も適 切なものである。またスギ,ヒノキの美林が皆伐人工林 に多いことも銘記しなければならない. 非皆伐施業では 不良天然林を有用樹種に転換することも困難である. 北 欧や北海道の一部の例を出して, 非皆伐施業を唱える論 者もあるが、南北に長いわが国の立地条件や樹種につい て実地研究をやれば、非皆伐施業のみではゆきづまるこ

とは明らかである. 皆伐を含めた種々の自由な施業方法 が存在することこそ, 林業の発展のために好ましいので ある. それにしても, わが国の森林施業方針が極端から 極端にゆれ動くことは, いくら国民性とはいえ, 林業に とって最も危険なことである.

森林を広い視野から人間のために有利に利用するためには、科学的計画が必要であるが、広義の森林経営計画では、長期性であること、関与する諸要因が非常に多種多量であることを特色としている。それ故に、森林経営計画をたて、多量の資料を短時日で有効に処理するためには、計画を行なうための分析道具を必要とする。この25) 道具に関して西沢は次のようなものをあげている。

(1)経験,(2)表,(3)統計学,(4)システム分析,(5)オペレーションズ・リサーチ(OR),(6)シミュレーション,(7) ゲームの理論,(8)数学的プログラミング,(9)投入産出分析(I/O分析),(0)PERT (Program Evaluation and Review Technique) と CPM (Critical Path Method) 等である.ここでは各道具については 詳しく ふれ ないが,これ等の道具をつかった業績が林業関係でも発表されている.しかしこれらの道具を使用し,数式をつかう場合,何れも仮定がはいり,あるいは限界性という問題がある.数式使用にあたっては数式におぼれてその本質を見失なってはならない.この点は道具使用にあたって特に注意すべきことである.

従来,森林経理の分野で林木材積,材積成長量の調査 研究に重点がおかれていたが,今後は,材質,材質成長 の分野に対する調査研究が行なわれる必要がある.

巨視的な観点にたてば、地球上では人類を含めた生物 社会の持続的発展が必須の要件である。この観点からし ても、森林の保続を核心とする「森林経理」は重大な使 命をもっていると言えるのである。

V 参考文献

- 1. 吉田正男:林業技術 7:20-26, 1959.
- 2. 野村 勇:林業技術 5:8-10,1957.
- 8. S.オオノ:遺伝子重複による進化 岩波書店 東京 1977, p.7.
- 4. 湯川秀樹: 創造的人間 筑摩書房 東京 1966, p.265-278.
- 5. 井上由扶:森林の経営と自然界の均衡維持 九州大 学最終講義 1974, p.1-3.
- 6. 古事類苑:吉川弘文館 東京 (4) 1971, p. 896-914
- 7. 寺島良安:和漢三才圖會 中外出版社 東京 1902, p.809.

- 8. 大槻文夫:大言海(3,4)富山房 東京 1938, p.929, p.640.
- 9. 小塩 節:ドイツの森 英友社 東京 1976, p.34.
- DIETERICH, V: Forstliche Betriebswirtschaftslehre (I) Paul Parey, Berlin 1939, S. 2-3.
- BROCKHAUS ENZYKLOPÄDIE: Brockhaus, Wiesbaden (6) 1968, S. 419, (19) 1974, S. 804.
- 12. 野村進行: 林業経済計画総論 朝倉書店 東京 1959, p.38-41.
- 13. 塩谷 勉:林政学 地球社 東京 1973, p.19-32.
- 14. 吉田正男:理論森林経理学 地球出版 東京 1950, p.2-3.
- 15. 片山茂樹, 田中祐一: 森林経理 林野共済会 東京 1954, p.2-3.
- 16. 山科健二:日本林学会誌 10(38):413-414,1956.
- 17. 山科健二:林業技術 5:6-7, 1957.
- 18. 岡崎文彬: 林業技術 5:1-5, 1957.
- 19. 諸橋轍次:大漢和辞典 (8) 大修館 東京 1958, p.1079.
- 20. 佐藤彌太郎:森林経理学受講ノート 京都大学 1946, p.1-14.
- 21. 松下規矩:日林大会講演集 80 p.101-102, 1969.
- 22. 甲斐原一郎: 林業経営学入門(上)日本林業調査会 東京 1957, p.73-84.
- 23. BAADER, G: Forsteinrichtung als nachhaltige Betriebsführung und Betriebsplanung Sauerländer's Verlag, Frankfurt, 1945, S. 1-10.
- 24. MANTEL, W: Forsteinrichtung Sauerlander's Verlag, Frankfurt, 1959, S. 1-6.
- 25. 井上由扶:森林経経理学 地球社 東京 1974, p.263-283.

Zusammenfassung

In der vorliegenden Arbeit sollen Begriffe des Waldes und der Forstwirtschaft, Wesen der Forsteinrichtungslehre und Aufgabe der Forsteinrichtung behandelt werden.

Das Wesen der Forsteinrichtungslehre umfaßt einen Waldertragsregelungsplan für den Einrichtungszeitraum, gegliedert nach Zeit, Raum, Vorrat und Qualität. Die Zeit ist ebenso wie der Raum keine bloße Form der Vorstellung, sondern eine echte Realitat und objektiv reale Form des Seins. Die räumliche Ordnung muß sich auf die im Walde sich selbsttätig vollziehende Raumgliederung stützen.

Eine schematische Darstellung der verbindenden und ausrichtenden Tätigkeiten der Forsteinrichtung werden in Abbildung 1 gezeigt.

Die Forsteinrichtung wird nicht nur durch ökonomische sondern auch durch biologisch-naturgesetzliche Regeln bestimmt. Die Forsteinrichtung ist zugleich Waldzustandsregelung, sie soll auch die qualitative Organisation des Waldes sein. Die Finrichtung des Qualitätzuwachses ist ein schwerwiegendes Problem geworden.